

運用指針

第2条③

供用までの期間を短縮したことによる費用の縮減

常磐自動車道
ヤマモト
ワタリ
(山元IC～亘理IC)の早期供用

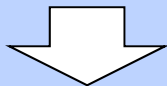
ヤマ ト ヲタ リ
常磐自動車道(山元IC～亘理IC)の早期供用

当初計画

当該箇所は平成21年2月頃の土地収用後に、軟弱地盤対策を行いカルバートボックス設置の計画

【①軟弱地盤上のカルバートボックスの計画】

- ・平成12年に地元と設計協議確認書を締結
- ・当該箇所が軟弱地盤であるため、対策(載荷盛土および放置)を行った後のカルバートボックス施工により約16か月かかり、その後舗装工事を行う計画



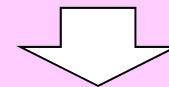
供用予定日:平成22年9月30日

経営努力による変更

早期供用のため工程短縮の取組みを行った

【①地元協議によるカルバートボックス廃止】

- ・側道整備により隣接するカルバートボックスと集約することにより廃止を検討
- ・地元協議により平成18年8月に廃止を決定
- ・カルバートボックス廃止により、軟弱地盤対策である載荷盛土、放置および取り除きが不要となり、全体で約13か月の短縮が図れた。



供用日:平成21年9月12日
(383日の早期供用)

常磐自動車道 ヤマト ワリ 山元IC～亘理IC位置図

常磐自動車道 ヤマト ワリ 山元IC～亘理IC間の路線概要

- ・常磐道は、太平洋側の縦貫として国道6号と平行する全長約350kmの自動車専用道路
- ・山元～亘理間(延長約12km)は平成21年9月12日に開通し、国道6号と仙台北部道路に接続



早期供用に向けた全体マネジメント

・H18.4頃、クリティカルである収用案件箇所の子工の工程短縮を検討



・側道を整備し道路機能を確保することでカルバートボックスの廃止を検討



・H18.7～8において、関係機関と協議のうえ了解を得る

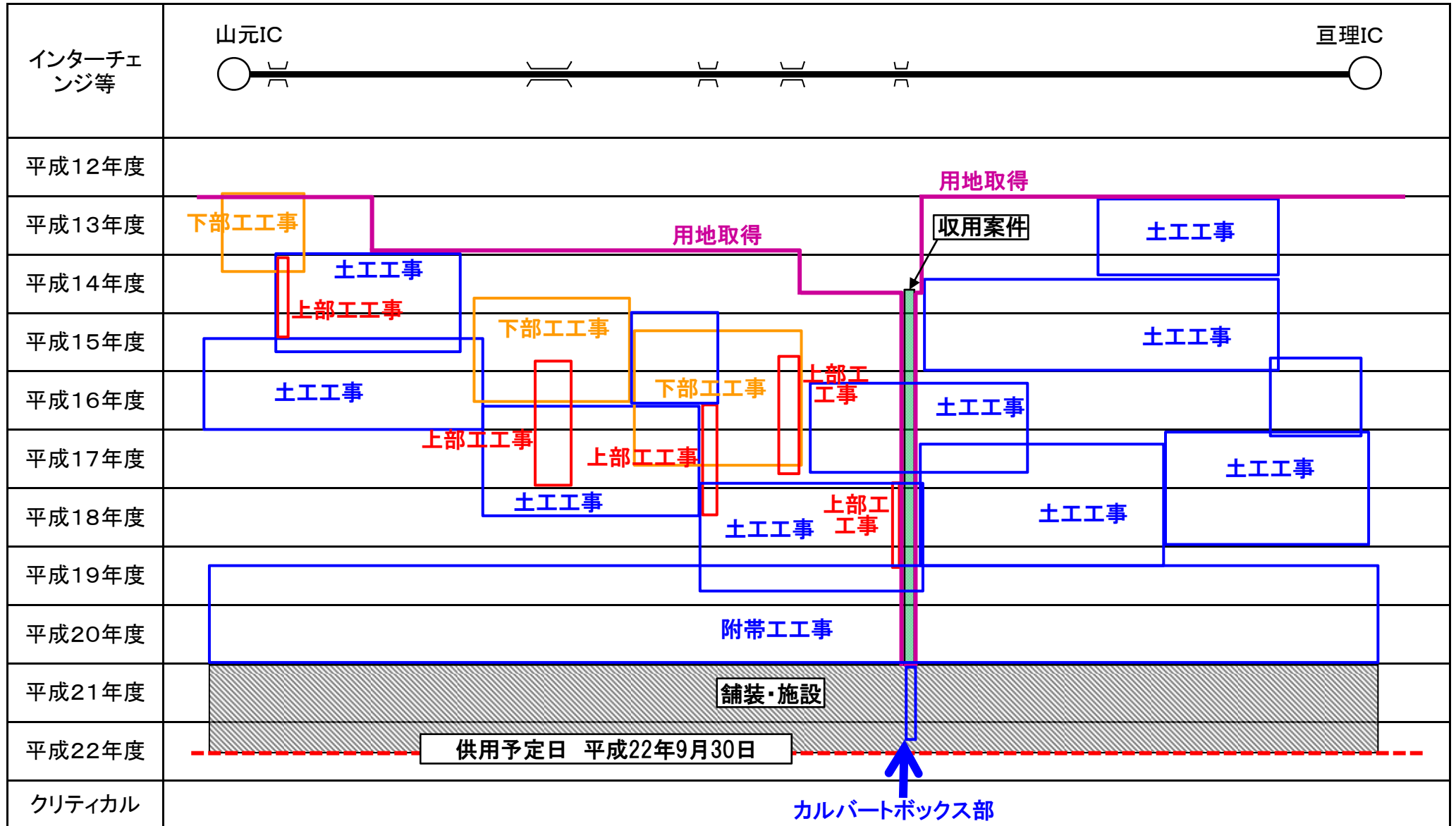


・H21.9を完成目標に、工事等に取り組む

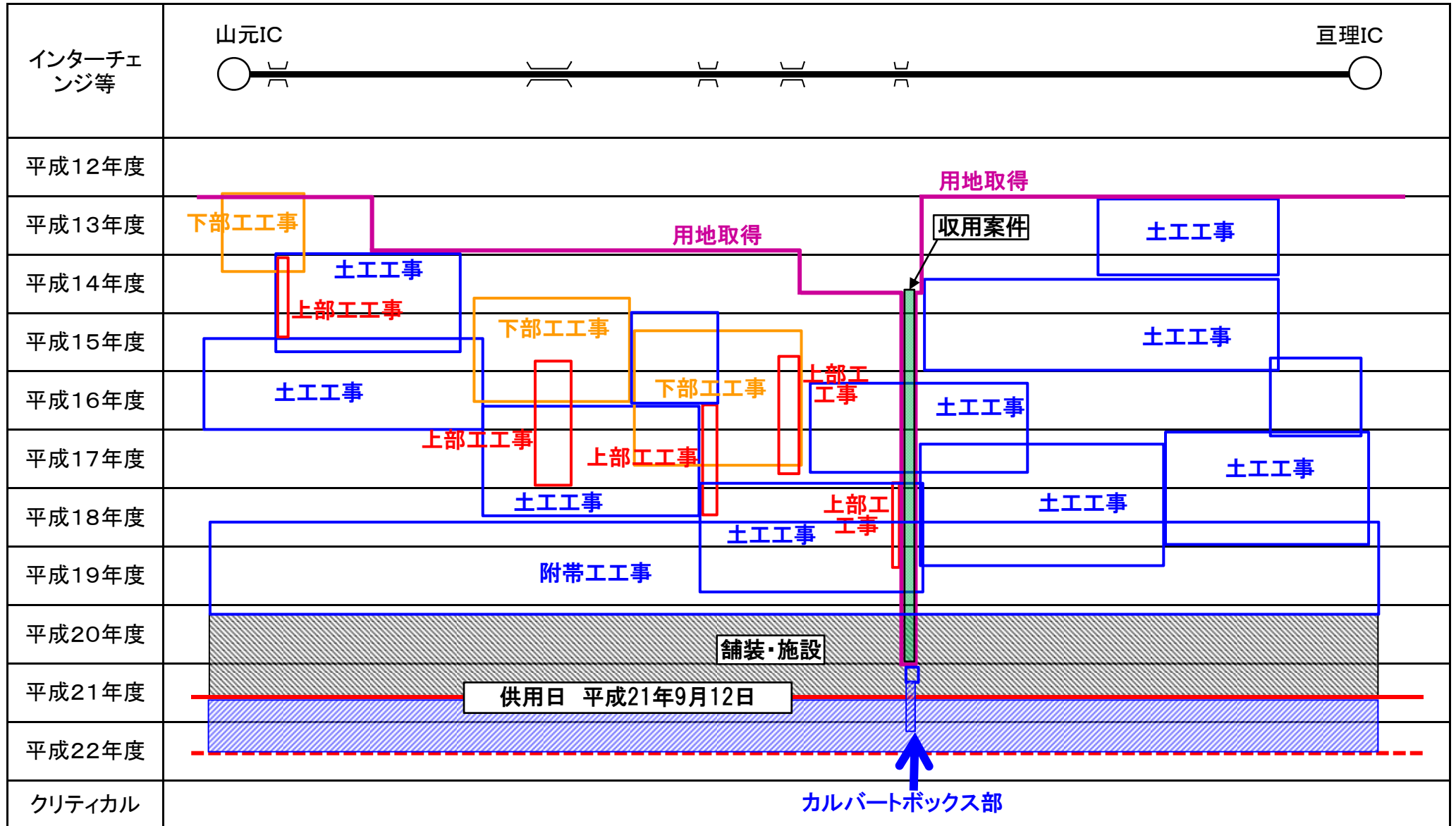


全体マネジメントを行い、早期供用が実現(約13ヶ月)

当初工程(常磐道 山元IC~亶理IC)



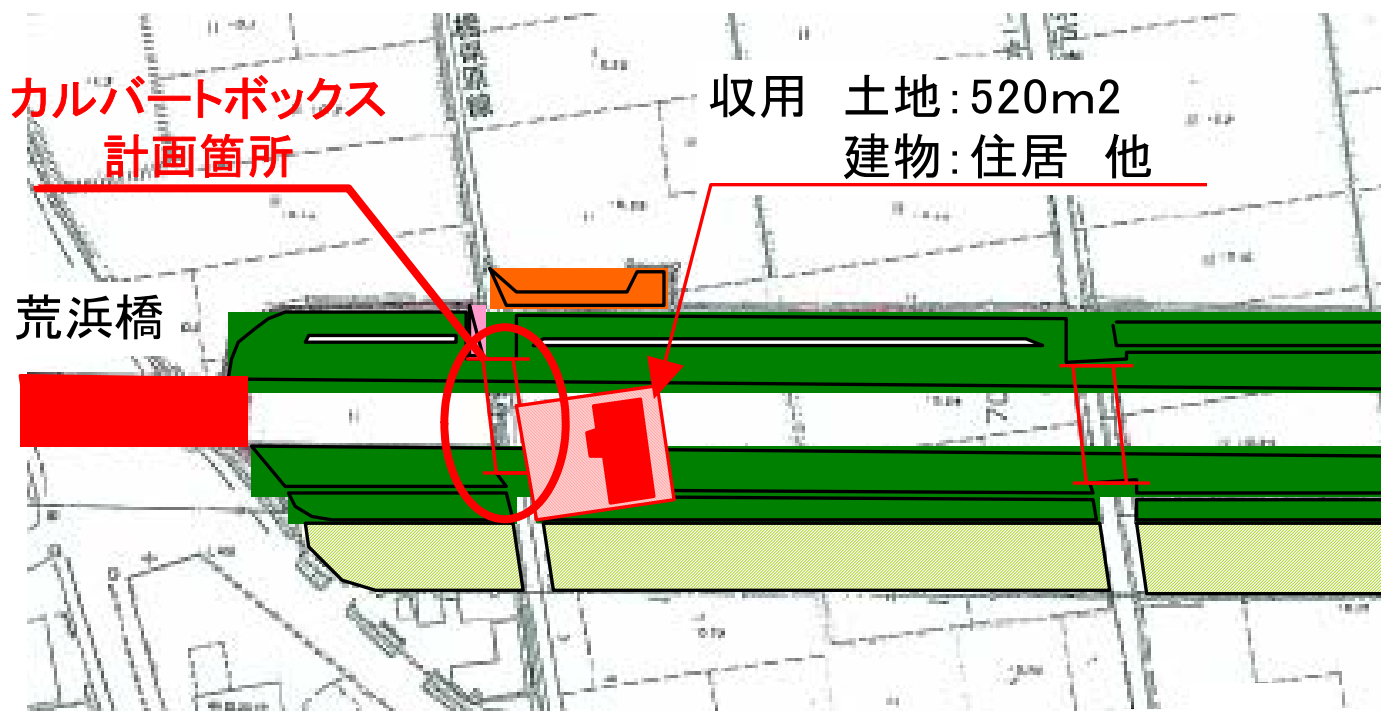
実績工程(常磐道 山元IC~亘理IC)



当初の工程計画①

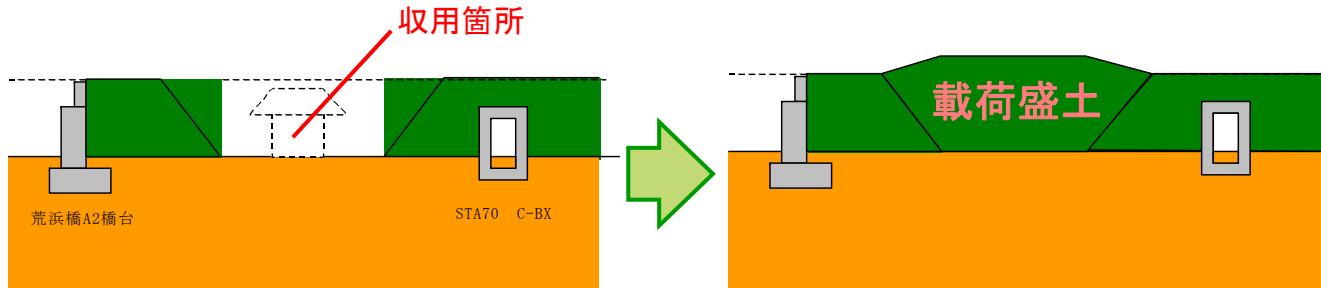
ヤマト 7列
○山元IC～亘理IC間のほぼ中央(STA. 69付近)に収用地(住居1件:520㎡)があり、カルバートボックスの計画箇所

土地収用法による事業認定を実施し、収用予定



当初の工程計画②

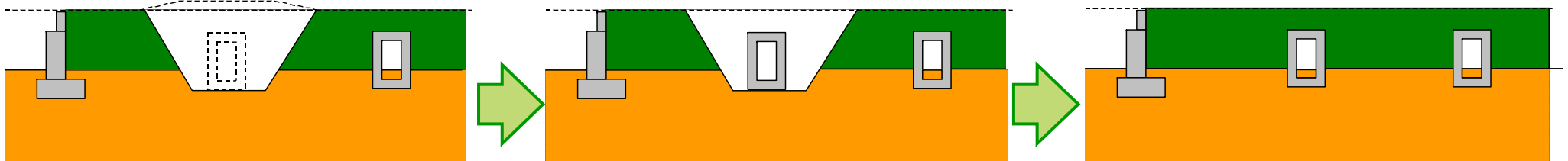
○当初の施工計画



① 载荷盛土施工及び放置
約3ヶ月(盛土)+約8ヶ月(放置)



参考写真ー隣接カルバートボックス载荷盛土
施工状況



② カルバートボックス施工のため
载荷盛土撤去
約1ヶ月

③ カルバートボックス施工
約3ヶ月

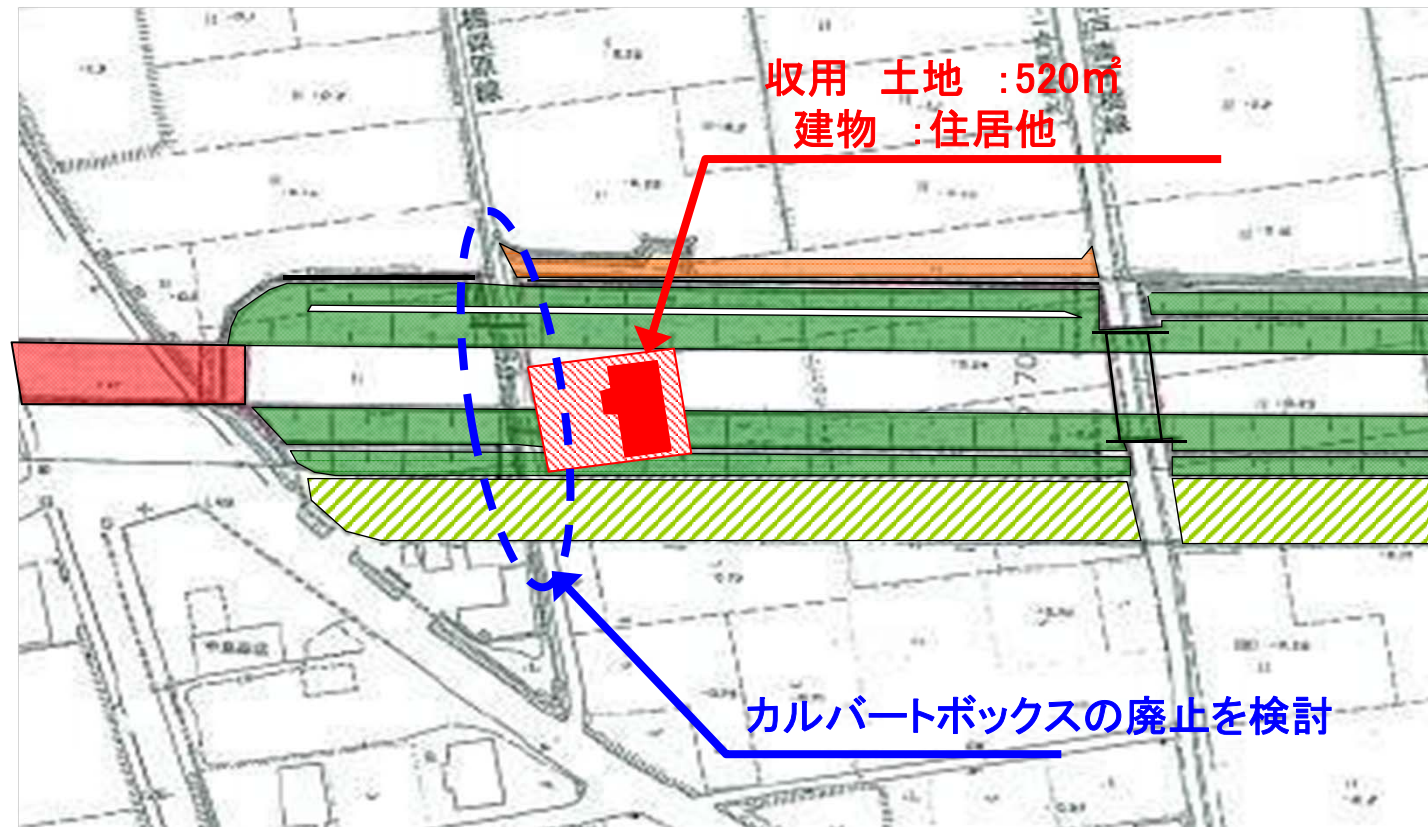
④ 盛土(埋戻し)施工
約1ヶ月

当初計画は、土地収用後約16ヶ月かかる計画

工程短縮の取組み①－1

◆カルバートボックスの廃止を検討

用地取得後の工事工程の見直しとして、当該個所のカルバートボックスの計画を再検討



カルバートボックスを廃止するための課題

- ① 計画変更に関する関係機関及び地元関係者との協議
- ② 軟弱地盤に対する対策検討

工程短縮の取組み①-2

- ① 計画変更に関する関係機関及び地元関係者との協議(経営努力要件適合性の認定済み)
平成12年に設計協議確認書を締結



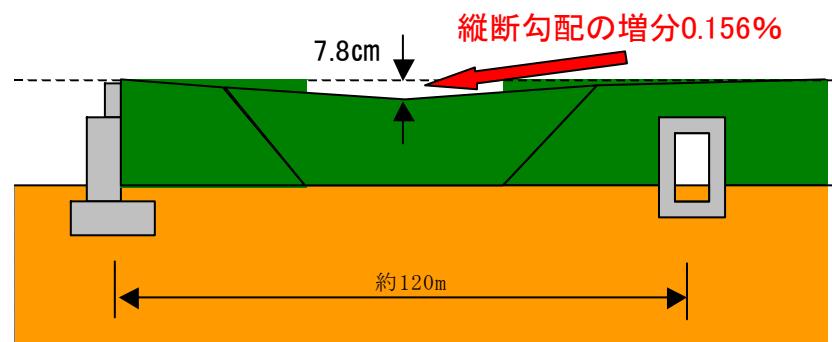
関係自治体、地権者、土地改良区などへ粘り強い交渉を重ねた結果

平成18年8月にカルバートボックス廃止について協議成立

- ② 軟弱地盤に対する対策検討

カルバートボックスを設置しない場合において

- ・ 載荷盛土を実施しないと開通までの約4カ月の間に9cmの沈下が予想されるが、予め余盛りすることにより縦断修正が可能である。
- ・ 開通後は約5年半の間に残留沈下7.8cm(初年度5.2cm)発生することが予測されるが、沈下による縦断勾配の増は0.156%で、段差修正の縦断勾配の管理基準0.5%以下である。



カルバートボックスの計画の見直しにより供用工程を再検討

経営努力要件適合性の認定について

カルバートボックスの計画を見直しすることにより、**供用までの期間を短縮したものである。**

運用指針第2条第1項第3号に適合

約13ヶ月の早期供用による金利の縮減



会社の経営努力による
ものであると認定

助成金交付における経営努力要件適合性の認定に関する運用指針（抜粋）

第二条 経営努力要件適合性の認定基準

機構は、助成金交付申請をした高速道路会社の主体的かつ積極的な努力による次の各号に掲げる費用の縮減（適正な品質や管理水準を確保したものに限る。）について、経営努力要件適合性の認定を行うものとする。

③供用までの期間を短縮したことによる費用の縮減